

令和5年5月10日（水）午前9時00分より、5月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
議案第5号 令和5年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（6月分）について
議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について
議案第7号 あっせん申し出について
議案第8号 令和4年度最適化活動の点検・評価
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和5年6月9日（金） 午前9時00分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一
17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美
【欠席委員】 16番 黒岩末義

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は5番、6番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名5番、6番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外5名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外1名より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外2名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について
議案第5号 令和5年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（6月分）について
議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について
議案第7号 あっせん申し出について
議案第8号 令和4年度最適化活動の点検・評価
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天資材置場になります。

今年の2月に公売に係る買受適格証明で審議した内容のもので、3月に公売が実施され、売却決定がなされたことにより、改めて5条申請がなされております。内容の変更等はありません。申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は南西側の既設の溜柵から既存の水路に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては仮設バリケードを設置する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員は私ですが、周りの土地は転用許可を受けて造成を進めており、そこと一体で利用されるため問題はないだろうと思います。皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は敷地拡張による露天駐車場及び車両置場になります。

今年の1月に転用申請されて許可相当と判断していた事業者になりますが、計画の見直しにより土地を1筆減らして再度申請されています。内容としては隣接地で運送業を営む申請者がトラック置場や従業員用駐車場が不足しており、現在は近くの別事業者から駐車場を借りているため、敷地を拡張し、露天駐車場として利用する計画です。申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は敷地内に側溝を新設し、西側の既存の水路に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては法面と東側の宅地部分には緩衝地を2～7mつける計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

6番 久保委員 この前も審議されているものであるため特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

12 番 秋吉委員 許可を受けているのにまた申請をする必要があるのですか。計画変更になるのではないですか。

事務局 辻 前回の申請については、計画面積が3,000㎡を超えており、開発と同時許可になる予定でしたが、開発の許可が出る前に申請を取下げられたため、県の許可は出ていません。そのため、許可後の計画変更ではなく、新規での5条申請となっています。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

こちらは今年の2月に審議され、県の許可が出されていたものになります。再度申請が必要となった理由については、当初は夫の単独申請でしたが、金融機関の融資の都合上、土地と建物を妻と共有にする必要が生じ、農地法の許可を共同名義にしないと、土地を共有名義にできないということです。譲受人が変更となるため、計画変更と連名での5条申請が必要となっています。事業主以外の変更はありません。申請地は、都市計画法の用途地区内の第二種低層住居専用地域で第3種農地判断となります。雨水は西側の道路側溝に接続する計画です。上水道は西側、下水道は北側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては既設のコンクリートブロック2段を利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

18 番 河野委員 何の問題もないです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条4番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は宅地の敷地拡張になります。

昔から建物と駐車場がはみ出してしまっていたというものです。申請地は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地判断となります。雨水は自然流下、汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては既設のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確

認しております。始末書が添付されておりますが、申請者は平成28年3月25日に土地と建物を購入しておりましたが、昨年に申請地の所有者が土地を測量した時に境界が違っていたということが分かったそうです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 申請者がかわいそうな物件なんです。申請者は不動産業者から購入されたそうですが、その不動産業者からは逃げられて、測量や申請費用は全て申請者の負担でされているそうです。また、隣接農地の所有者も相続された方であるため、当時の状況は分からないということです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号5番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条5番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は前面が県道で雨水排水管を側溝へつなげることができないため、敷地内に雨水浸透柵を設け、宅内浸透にする計画です。上下水道は北側の道路に埋設されており、既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては擁壁とコンクリートブロック2段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。隣接農地の所有者からは農業用水路を確保するように話をされているということで、申請者がその費用を負担されるそうです。また、西側が雑種地と隣接しており、申請時は雑種地の所有者がそこも埋め立てて欲しいと希望され、計画されていたのですが、つい先程、その雑種地の所有者が窓口に来られて、やはり埋め立てはしないようにして欲しいということで急遽申請者と話をされているそうです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

15番 山見委員 元々道路よりも80cm低くなっており、水が溜まるとこだとは思いますが。所有者は県外に出て行っており、遊休農地になっていました。

議長 柳 雑種地を埋めるか埋めないかで被害防除のコンクリートブロックの部分がどうなるかという点は気になりますが、周りと同じ擁壁にするのであれば強度は上がりますし問題ないかなとも思います。皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号6番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条6番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天資材置場になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の準工業地域で第3種農地判断となります。造成及び販売用優良土を1mの高さで置く計画です。雨水は北側と南側の排水桝から道路側溝に接続する計画です。汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては緩衝地を2m～5mつける計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 別がないと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地法第4条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は共同住宅になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の準工業地域で第3種農地判断となります。雨水は敷地内に側溝を新設し、南側の道路側溝に放流する計画です。上下水道も南側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてフェンス付きコンクリートブロック2～3段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。始末書が添付されておりますが、今回の申請で測量を行ったことで建物の一部が越境していたことが発見されたそうです。建物は昭和57年に亡き父が新築されており、現在の所有者は平成29年に相続されています。今は利用されておらず、許可後に取り壊す計画です。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

19番 松本委員 特にないです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地法第4条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は農地改良になります。

申請地は、農振農用地です。雨水は東側と南側の排水桝からの既存の水路に放流する計画です。汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置として既設のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。申請者は隣の宅地に住所があり、植木業を営まれています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 北部の基盤整備の境のところで水路は大きなものが新しくできています。問題はな

いと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第3号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は田1筆461㎡の贈与です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

7番 井手委員 問題ないです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 2番は畑4筆3, 175㎡の売買で全体で70万円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 あっせん物件です。問題ございません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 3番は田1筆533㎡の贈与です。

議長 柳 担当委員は私ですが、放棄地になって草木が生い茂っていたところでした。それを隣の申請者がもらい受け綺麗にされるそうです。皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については田1筆2, 545㎡、畑1筆117㎡の売買で788, 500円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。

す。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 令和5年度大刀洗町農地利用集積計画(案)(6月分)について説明>

事務局 辻 基盤強化法による6月1日開始の利用権設定になります。表の見方については、「k」が期間借地、「n」が新規、「r」が再設定、数字が年数になります。ご自身の担当地区の農地についてはよく確認していただけるようお願いいたします。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第6号の説明をお願いします。

<事務局 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について説明>

事務局 辻 1番と2番の申請者(所有者)は同じであり、農振農用地の1,905㎡のうち583㎡と986㎡を用途区分の変更で、農業用施設として利用する計画です。1番は、所有者の孫が農機具の保管場所、作業場、苗置場として利用する計画です。2番も同じく農機具の保管場所、作業場、苗置場として利用する計画で、こちらは昔から賃貸借契約を結んでいる農業法人が転用者となります。問題点としては、こちらの農地に農業用倉庫などが申請せず約20年前から建てられていたところです。ただし、その当時の所有者及び事業者は既に亡くなり、どちらも現在の方々に相続されており、当時の詳しい事情についてははっきりとは分かりませんでした。そして10年程前から、別の事業者がそこを農地と思わずに1番の場所を借りて、事業所として利用されていました。これらのことが分かったのが去年の1月であり、それから事業者や所有者と話し合いを重ね、事業所として利用していた業者は別の場所に移転を終えております。農業用施設の部分については、今回の用途区分の変更後に転用申請が行われることとなります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何か意見はありませんか。

9番 佐田委員 農地の残る部分はどうなるんですか。

事務局 辻 北側部分が残ることになりますが、そちらは畑として利用されます。

10番 樋口委員 1番は農業研修中ということですが耕作面積はどれくらいあるんですか。これだけの施設がちゃんと必要になるんですね。

事務局 辻 家族で自作している農地が4反くらいあります。研修が終わったら従業員を雇って規模拡大されるそうです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは1番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員問題がないということになりました。

続きまして、議案第7号の説明をお願いします。

<事務局 議案第7号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については①321㎡の畑②121㎡の畑③127㎡の畑3筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

9番 佐田委員 所有者が亡くなられて妹の方が所有者になっているところです。①は入る所がなく下下の田んぼを通らないと入れません。隣の大きい所が●●さんの農地です。草が伸びたらそちらの方が周り一体をすいてくれています。水に浸かるため作付けはできていません。②と③は墓の隣で道路が狭くえらい荒れています。どこももらう人もいないと思います。

13番 花田委員 私の土地も近くにありますが、そこはどうしようもないです。昔から農地というよりも墓地みたいな感じになっています。

議長 柳 大変難しいとは思いますがあっせんが出されていますので、周りの人にあたってみて下さい。あっせん委員は佐田委員と花田委員の2名をお願いします。続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 辻 2番については1, 389㎡の田1筆の貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は矢野委員と實藤委員と秋吉委員の3名をお願いします。続きまして、議案第8号の説明をお願いします。

<事務局 議案第8号 令和4年度最適化活動の点検・評価について説明>

事務局 辻 先月皆様にお配りして最適化活動の自己の点検・評価について記入いただいたものが別紙のとおりです。農業委員会による点検・評価をする必要がありますが、全体としての評語については、集積率・遊休農地解消面積・新規参入の所有者等から同意を得た面積・活動日数の実績による点数で決められたものを記入しております。18人中17人が「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」になっており、1人が「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となっております。成果目標の達成状況のうち集積率や遊休農地の解消面積については達成できている割合は非常に高いものの、新規参入についてはあまり達成できていない状況です。なお、点数については活動日数の占める割合が大きく、6日以上で4点、8日以上で8点、13日以上で12点となっており、更に目標である10日であれば4点、超えていれば6点となるため、活動記録簿の提出が重要となっております。令和4年度の全体の月あたり活動日数の平均は5.69日でした。このことで皆様の意見があればいただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長 柳 どうでしょうか。何か意見がある方はいますか。皆さん特にないようですが事務局意見がなくても問題はないですね。

事務局 辻 県には総会で意見が出なかった場合は意見無しでもやむを得ないとは確認しておりますので問題はありません。

議長 柳 それでは意見無しで良いと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員賛成とい

うことになりました。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。
それではこれで全ての議事の審議を終わります。